平成２６年（フ）第１０４号
名古屋市中村区岩塚本通３丁目２番地　クレスト岩塚４Ｆ号
債務者　源通　人史
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１号
愛知県春日井市勝川町３丁目３番地　第７リーディングビル202号
債務者　仲　　信喜
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０６号
名古屋市北区城東町３丁目69番地　エクセレンス志賀本通503号
債務者　山本　宏美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０号
愛知県清須市春日堀田31番地３　エラール３－Ｃ
債務者　池上　　清
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０６７号
札幌市清田区美しが丘２条７丁目７番16号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２４号
札幌市白石区川下2576番地６　三心館
債務者　齊藤　哲也
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４４号
札幌市西区山の手２条６丁目１番11号　大野方
債務者　堀川久美子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４８３号
北海道江別市牧場町11番地の15
債務者　山口　尋士
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０２号
札幌市白石区栄通10丁目６番８号　レインボーハイツ202号
債務者　木村　良博
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３３号
札幌市西区琴似１条２丁目４番３―402号
債務者　的場　孝洋
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７号
札幌市東区北27条東８丁目１番43号　いちい278―102号
債務者　高松　陽子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７号
札幌市西区発寒10条２丁目５番12号　ことぶき荘
債務者　大植　充男
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
青森県三戸郡五戸町大字倉石又重字下條８番地１
債務者　森田　光幸
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第１８号
相模原市中央区光が丘３丁目６番１―207号
債務者　小池滿沙世
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５号
京都府南丹市園部町小山西町滝谷９番地71、前住所京都府南丹市園部町横田７号166番地ヴィラ温井104号
債務者　西田健太郎
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第６号
京都府南丹市園部町横田３号153番地　ベルメゾン203号
債務者　川満　武哲
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第８０３号
堺市中区深阪1040番地１　ライブコート泉北601号
債務者　新井かなえ
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係